他自治体の条例の構成について

資料2

	前文 前文あり 章 総則 第1条 条例制定の理由 第2条 言葉の意味		前文	V. 1. 3. 30			
第1	第1条 条例制定の理由	学 1		前文あり		前文	前文あり
		₩ 5 1	章総則		第1	章 総則	
	第2条 言葉の意味		第1条	目的		第1条	目的
			第2条	言葉の意味		第2条	定義
	第3条 条例の目標		第3条	市やおとなの役割		第3条	責務
	第4条 保護者の務め	第 2	章 子ども	にとって大切な権利と普及	第 2	章 子どもに	とって大切な権利
1	第5条 学校の務め		第4条	大切な権利		第4条	子どもの権利と責任
	第6条 区民の務め		第5条	子どもの権利の普及と学習への支援		第5条	安心して生きる権利
	第7条 事業者の務め		第6条	子どもの権利の日		第6条	自分らしく生きる権利
	第8条 区の務め	第 3	章 子ども	の生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援		第7条	豊かに育つ権利
第 2	章 基本となる施策		第7条	子どもの安全と安心		第8条	参加する権利
	第9条 健康と環境づくり		第8条	家庭における権利の保障と支援	第3	章 家庭、育	ち学ぶ施設及び地域における権利の保障
	第 10 条 場の確保		第9条	育ち学ぶ施設における権利の保障と支援		第9条	家庭における権利の保障
	第 11 条 子どもの参加		第10条	地域における権利の保障と支援		第10条	育ち学ぶ施設における権利の保障
	第 12 条 虐待の禁止など	第 4	- 章 子ども	にやさしいまちづくりの推進		第11条	地域における権利の保障
	第 13 条 いじめへの対応		第11条	意見表明や参加の促進	第4	章 子どもに	やさしいまちづくりの推進
	第14条 子育てへの支援		第12条	情報の提供		第12条	子どもの権利の周知と学習支援
第 3	章 子どもの人権擁護		第 13 条	子どもの居場所		第13条	子育て家庭への支援
	第 15 条 世田谷区子どもの人権擁護委員の設置		第14条	環境の保護		第14条	特別なニーズのある子ども・家庭への支援
	第 16 条 擁護委員の仕事	第 5	· 章 子ども	の相談・救済		第 15 条	子どものいじめの防止などに関する取組
	第17条 擁護委員の務めなど		第 15 条	相談と救済		第16条	子どもの虐待の予防などに関する取組
	第 18 条 擁護委員への協力		第16条	子どもの擁護委員		第17条	有害・危険な環境からの保護
	第19条 相談と申立て		第 17 条	擁護委員の職務		第 18 条	子どもの居場所づくりの推進
	第20条 調査と調整		第 18 条	公表		第19条	意見表明や参加の促進
	第21条 要請と意見など		第19条	尊重と連携		第 20 条	子ども会議
	第22条 見守りなどの支援		第 20 条	勧告などの尊重	第5	章 子どもの	権利の侵害に対する救済と回復
	第23条 活動の報告と公表	第6	章 子ども	施策の推進と検証		第21条	子どもの権利擁護委員の設置など
	第24条 擁護委員の庶務など		第 21 条	施策の推進		第 22 条	擁護委員の仕事
第 4	章 推進計画と評価		第 22 条	推進計画		第23条	擁護委員への協力
	第 25 条 推進計画		第 23 条	子どもにやさしいまちづくり委員会		第24条	勧告や要請への対応
	第 26 条 評価		第 24 条	委員会の職務		第 25 条	勧告や要請などの内容の公表
第 5	章 推進体制など		第 25 条	提言やその尊重		第 26 条	活動状況などの報告と公表
	第 27 条 推進体制	第 7	章 雑則		第6	章 子どもに	関する施策の推進と検証
	第28条 国、東京都などとの協力		第 26 条	委任		第 27 条	子ども総合計画
	第29条 雇い主の協力					第 28 条	子どもにやさしいまちづくり推進会議の設置など
	第30条 地域の中での助け合い					第 29 条	推進会議の仕事
	第 31 条 啓発					第 30 条	報告、提言など
第6章 雑則			_		第7:	章 雑則	
	第 32 条 委任					第 31 条	委任